

### 3. 利用料金(第6条)

●介護保険適用分

(地域区分別1単位の単価(6級地) 10,27円)

サービス内容	介護度	費用額(10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
通所介護費	要介護1	6,654円	666円	1,331円	1,997円
	要介護2	7,856円	786円	1,572円	2,357円
	要介護3	9,109円	911円	1,822円	2,733円
	要介護4	10,352円	1,036円	2,071円	3,106円
	要介護5	11,605円	1,161円	2,321円	3,482円

●加算\*加算についてはすべての介護度共通です (地域区分別1単位の単価(6級地) 10,27円)

サービス内容	費用額(10割)	利用者負担額		
		1割	2割	3割
入浴介助加算	513円	52円	103円	154円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	575円	58円	115円	173円
口腔機能向上加算	1,540円	154円	308円	462円
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	184円	19円	37円	56円
事業所が送迎を行わない場合	-482円	-49円	-97円	-145円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月あたりの総利用単位数 × 59 / 1000			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月あたりの総利用単位数 × 12 / 1000			

●加算内容

加算名	内容
入浴介助加算	計画を作成し、実際に入浴介助を行った場合に加算されます。なお、入浴中の観察や転倒予防のための声かけ、気分の確認等を行う場合も算定させていただきます。
個別機能訓練加算(Ⅱ)	<ol style="list-style-type: none"> <li>目的 現在の個々の身体機能を最大限に使い、生活機能の維持・向上を図り、各ご家庭において可能な限り自立して暮らし続けることができるよう個別機能訓練計画を作成します。</li> <li>個別機能訓練計画書作成方法 機能訓練指導員(看護師)・介護職員・生活相談員が共同して個々の目標・実施時間・実施方法等を検討及び評価を行います。</li> <li>個別機能訓練実施方法 同じような目標を持ち、同様の訓練内容が計画された5人程度以下(個別対応含む)のグループに対し機能訓練指導員(看護師)が指導させていただきます。</li> <li>実施時間 個別機能訓練計画に定めた訓練内容に必要な1回あたりの時間を考慮し設定いたします。なお、継続的に実施いたしますので、おおむね週1回以上行います。</li> <li>記録・その他 開始時及びその後3カ月ごとに1回以上、利用者またはそのご家族に対して、自宅を訪問し、訓練内容の確認と訓練の進捗状況をご説明させていただき記録いたします。なお、評価内容や達成の度合いにつきましては担当の介護支援専門員等に適宜報告させていただきます。ご承知おきください。</li> </ol>

<p>口腔機能向上加算</p>	<p>1. 目的 口腔機能の維持及び向上を目的といたします。</p> <p>2. 口腔機能改善管理指導作成書作成方法 利用開始時に看護師が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、看護職員、介護職員、生活相談員が共同して作成いたします。</p> <p>3. 口腔機能改善管理指導実施方法 対象の方の口腔の状態を確認したのち、自発性、歯磨き、義歯着脱、うがいなどを計画書に沿って促し、その後（口腔ケア後）の口腔内の状態をあらためて確認いたします。</p> <p>4. 実施時間 口腔機能改善管理指導作成書に定めた課題に沿って時間を設定いたします。</p> <p>5. 記録その他 3カ月ごとに口腔機能の状態等を評価し、その結果を担当の介護支援専門員や必要に応じて主治医等に情報提供いたします。ただし、3月以内の期間に限り、1月に2回を限度として算定いたします。評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については引き続き算定いたします。</p>
<p>サービス提供強化体制加算Ⅰイ</p>	<p>通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。</p>
<p>介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</p>	<p>介護職員の賃金の改善等を実施し基準に適合している場合に算定します。なお、当デイサービスセンターは介護職員処遇改善加算Ⅰを算定いたします。</p>
<p>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）</p>	<p>介護職員等の賃金の改善等を実施し基準に適合している場合に算定します。なお、当デイサービスセンターは介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定いたします。</p>

※厚生労働省から介護保険制度の改正が発表され「介護保険適用分の単位数および加算に変更が生じた場合」は、その内容を書面でお知らせし、3・4ページの書面を差し替えて重要事項説明書と致します。

6.

●介護保険適用外

<p>通常提供</p>	<p>昼食代</p>	<p>653円（1食あたり）</p>	<p>合計</p>	<p>全額 自己負担</p>
	<p>おやつ代</p>	<p>132円（1食あたり）</p>	<p>785円</p>	
<p>趣味の教室創作等に係る費用</p>	<p>材料購入ごとに実費</p>			
<p>特別提供</p>	<p>行事・プログラムに係る費用</p>	<p>参加者募集通知にて、昼食代等の参加費をお知らせいたします。 参加者；通知の額 実費</p>		

●介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと差額の払い戻しを受けることがで

利用料金(第6条)

●予防給付適用分

(地域区分別1単位の単価(6級地) 1027円)

		費用額(10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
介護予防通所介護費	要支援1	16,996円/月	1,700円/月	3,400円/月	5,099円/月
	要支援2	34,846円/月	3,485円/月	6,970円/月	10,454円/月

●加算

(地域区分別1単位の単価(6級地) 1027円)

	費用額(10割)	利用者負担額			
		1割	2割	3割	
運動器機能向上加算	2,310円/月	231円/月	462円/月	693円/月	
口腔機能向上加算	1,540円/月	154円/月	308円/月	462円/月	
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	4,929円/月	493円/月	986円/月	1,479円/月	
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	要支援1	739円/月	74円/月	148円/月	222円/月
	要支援2	1,478円/月	148円/月	296円/月	444円/月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月あたりの総利用単位数 × 59 / 1000				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月あたりの総利用単位数 × 12 / 1000				

●加算内容

加算名	内容
運動器機能向上加算	<ol style="list-style-type: none"> <li>目的 運動器の機能向上を目的として個別に実施され、利用者の心身の状態の維持または向上のために運動器機能向上計画を作成します。</li> <li>運動器機能向上計画作成方法 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、機能訓練指導員(看護師)・介護職員・生活相談員が共同して運動器機能向上計画を作成いたします。(作成については、利用者ごとに実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回あたりの実施時間、実施形態を記載いたします)</li> <li>運動器機能向上計画方法 「2」の方法で作成した計画に基づき、個別に運動器機能向上訓練を行います。</li> <li>実施時間 「2」の計画に定めた実施時間に沿って実施いたします。</li> <li>記録その他 開始時及びその後3カ月ごとに1回以上利用者またはそのご家族に対して、運動器機能向上計画の内容をご説明させていただき記録いたします。なお、評価内容や達成の度合いにつきましても担当の介護予防支援事業者へ適宜報告させていただきますのでご承知おきください。</li> </ol>